

## 概要

審査請求人（以下「請求人」という。）に発症した疾病は、業務上の事由によるものとは認められないとして、審査請求を棄却した事例

## 要旨

### 1 事案の概要及び経過

請求人は、事務員として勤務していたが、異動先の○店において、上司や他の職員からのいじめや退職強要を受け、体調不良となり、○診療所を受診したところ、「うつ病」と診断された。

請求人は、業務上の事由により精神障害を発症したものであるとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

### 2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

パワーハラスメントの受け方の強弱は個人によりまちまちであるし、すべての人が苦痛を感じるとは限らないが、精神的に強くない人は苦痛で仕方がないと思う。長年にわたり職場においてパワーハラスメントを受けていた。また、必要以上の退職勧奨、異動先の○店での耐え難い暴言等が精神障害を発症した原因であると考えている。

### 3 原処分庁の意見

監督署長は、「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針について」に基づき、不支給決定とした理由として要旨、次の意見を述べている。

#### (1) 発症時期

請求人は I C D - 10 診断ガイドラインに示されている「F 32 うつ病エピソード」を平成○年○月初旬頃に発症したと認められる。

#### (2) 業務による心理的負荷の評価

- ・ 請求人が退職勧奨の対象となったことは、「早期退職制度の対象となった」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅰ」である。
- ・ ○店に異動したことは、「転勤をした」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」であるが、請求人は○店への異動が栄転であることを認識し、職務の変化及び転居もなかったことから、心理的負荷の強度を「Ⅰ」に修正した。
- ・ 異動後に、請求人が職責を果たせず事務処理能力に見合った役職への降任または退職の勧奨があったことは、「退職を強要された」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅲ」であるが、解雇や退職の強要の経過は、仕事ぶりも管理職としての職責を果たすことができず、他の職員に負担がかかり、前の職場においても降任や退職勧奨を実施しているものであることから、心理的負荷の強度を「Ⅱ」に修正した。
- ・ 出来事後の状況が持続する程度については、考慮すべき問題もなく、「相当程度過重」

には至らない。

よって、業務による心理的負荷の総合評価は「弱」である。

#### (3) 業務以外の心理的負荷の評価及び個体側要因の評価

業務以外の心理的負荷として、特に該当する出来事は認められない。

個体側要因については、特に認められるものはなかった

#### (4) 結論

以上から、業務による心理的負荷の総合評価は「弱」であり、請求人に発症した精神障害は、業務上の事由によるものとは認められない。

### 4 審査官の判断

#### (1) 発症時期

請求人はICD-10診断ガイドラインに示されている「F32 うつ病エピソード」を平成〇年〇月初旬頃に発症したと認められる。

#### (2) 業務による心理的負荷の評価

・ 退職勧奨があったことについては、「早期退職制度の対象となった」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅰ」である。

・ 〇店に異動したことについては、「転勤をした」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」であるが、請求人は〇店への異動を栄転と認識していたこと、転居はなく、職種、職務についても特段の変化がないため、心理的負荷の強度を「Ⅰ」に修正した。

・ 〇店に異動した以降に事業場関係者から退職の強要やいじめがあったことについては、〇店の関係者の誰もがいじめとは認識していなかったことから、「ひどい嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」を適用せず、「退職を強要された」に包括して適用し、その平均的な心理的負荷の強度は「Ⅲ」であるが、管理職としての職責を果たすことができず、他の一般職員に負担をかけていること、従前より降任や退職勧奨を実施されている経過があること、退職を強要したとされる者の言動は、人格を否定するほどのものであるとは判断できないことから、心理的負荷の強度を「Ⅱ」に修正した。

・ 出来事後の状況が持続する程度について検討すると、仕事の量、質及び責任については、異動前後に変化はなく、職場の支援、協力等の欠如も認められない。また、同種の労働者と比較して、業務が困難な状況とは認められないことから、「相当程度過重」には至らない。

よって、業務による心理的負荷の総合評価は「弱」である。

#### (3) 業務以外の心理的負荷の評価及び個体側要因の評価

業務以外の心理的負荷及び個体側要因については、特に認められるものはなかった。

#### (4) 結論

以上から、業務による心理的負荷の総合評価は「弱」であり、請求人に発症した精神障害は、業務上の事由によるものと認めることはできない。

したがって、監督署長が請求人に対して行った療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。